

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地

氏 名(法人は名称及び代表者名)

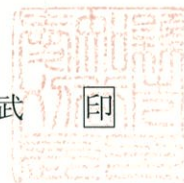
ホームックス株式会社

代表取締役 餅原 幹也 様

令和4年1月28日付けの一般廃棄物収集運搬業許可申請は、適当と認めましたので、下記のとおり許可します。

令和4年3月17日

刈谷市長 稲垣 武



記

1 事業の範囲

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 業種 | 一般廃棄物収集運搬業 |
| (2) 廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物 |

2 許可期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 営業区域 刈谷市内

4 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の関係法令を遵守すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬は、常に最善の方策のもとに行い苦情のないように努めること。
- (3) 許可申請書に記載されている事項に相違ないこと。
- (4) 許可の取消し、業務の廃止等が生じた場合、これに対して異議の申し立て及び補償金等の支払いは求めることはできないものとする。
- (5) 毎月の実績報告書を翌月の10日までに提出すること。
※許可期間内に実績のない場合は許可更新の対象となりません。

5 その他

申請内容に変更が生じたときは速やかに変更届を提出すること。